

【支援型】令和5年度 西原町まちづくり推進協議会補助金交付事業 募集要項

1. 目的

西原町のまちづくりに資するものとして、本協議会の活動の趣旨に準じた事業を実施するものに対して補助を行うことを目的とする。

※ 【支援型】の交付事業は、活動内容が本協議会の趣旨に沿うものと認められる団体等に対して補助金を交付し、団体の既存の活動を支援するものです。

2. 交付の対象となる団体

- (1) 本協議会を構成する委員及び属する団体(本協議会の目的に賛同する地域住民組織その他関係機関団体等)。
- (2) (1)の団体から推薦のあった団体。(非営利活動を行う団体等とし、法人格の有無は問わない。)
- (3) 上記以外で本協議会の活動趣旨に沿うものと認められる西原町内で活動する団体

3. 交付の対象となる事業

- (1) 西原町「町民憲章」を推進し、協議会の活動を普及啓発する事業
- (2) 風光明媚な地域特性を活かした、文化・教養の香り高い住みつづけたいまちづくり事業
- (3) 働みつづけた企業誘致並びに育成事業
- (4) 高齢者にやさしい安らぎのある豊かなまちづくり事業
- (5) 青少年の健やかな育成を図る事業
- (6) 土地利用計画、交通網整備その他必要と認められる事業

○西原町「町民憲章」

わたしたちは、西原町民としての自覚と誇りをもち、「人間性豊かな文教のまち」をめざし、恵まれた地理的条件を生かし、明るく住みよい平和なまちをつくるため、この憲章を定めます。

- 一、わたしたちは、緑を豊かにし、美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたしたちは、つねに学び、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたしたちは、だれにも親切にし、お互いに助け合いましょう。
- 一、わたしたちは、勤労感謝の心を養い、物を大切にしましょう。
- 一、わたしたちは、スポーツに親しみ、健康の増進につとめましょう。

4. 補助金交付額

予算の範囲内で決定するものとし、1件あたりの上限額は、100,000円。(千円未満切り捨て)

- ・ 補助金交付は、予算の範囲内で決定されます。

- ・ 交付回数は1団体につき1年度1回を上限とします。

5. 補助対象事業期間

交付決定の日（10月中に交付決定する予定）から令和6年3月1日(金)まで

6. 募集期間 令和5年8月28日（月）～10月2日(月)

7. 応募方法

所定の様式に記入の上、募集期間内に下記へ提出してください。（郵送の場合は必着）

(1) 応募時の提出書類

- ① 西原町まちづくり推進協議会補助金交付申請書（様式1-2）
- ② 事業計画書（様式1-2 別紙1）
- ③ 団体の活動がわかる書類（設置規則・総会資料・会員名簿等）

本要綱や様式のデータは、西原町ホームページより入手することができます。ホームページの到着情報から募集ページにアクセスして、データを入手してください。

(2) 提出先

西原町まちづくり推進協議会 事務局（西原町役場 企画財政課内）

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の1

電話：098-945-4533 FAX：098-946-6086

8. 補助金交付団体の選考、決定

- ・ 申請された事業計画書等について、本協議会で審査した上で補助の可否を決定する。（応募したものに対して交付が確約されるものではない）
- ・ 1団体あたりの上限額は10万円であるが、補助額は予算の範囲内で決定するため申請額が満額交付決定されない場合がある。
- ・ これまでの本補助金の交付実績や、他の助成事業の支給実績も判断材料になる。これまで交付実績のある団体は優先順位が下がることもある。

9. 実績報告

補助交付の決定を受けた団体は、所定の様式で今年度の活動実績を報告してください。

(1) 提出書類

- ・ 西原町まちづくり推進協議会補助金実績報告書（様式3） ※ 補助決定団体へ配布
- ・ 収支決算書（様式3 別紙1）

※ 実績報告の提出期限：令和6年3月1日(金)

■ 事業の流れ（参考）

【交付申請】 交付申請書（様式1-2）等を西原町まちづくり推進協議会の事務局に提出する。



《選考審査の実施》

【交付決定】 交付決定通知書（様式2）を受領する。



【補助金の支払】 補助金(精算)請求書を提出し、補助金を受領する。



【事業実施】 団体等の活動そのものへの支援として、補助を実施する。



【事業完了】 実績報告書（様式3）等を事務局に提出する。